

社会医療法人青雲会 役員報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会医療法人青雲会（以下「法人」という。）の理事長、理事、監事（以下「役員」という。）の役員報酬に関する事項について定め、その適切な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規定で、役員報酬を支給する役員とは、定款第 21 条、第 22 条、第 28 条及び第 29 条に基づき社員総会により議決を得た役員をいう。

(報酬額など)

第 3 条 定款第 33 条及び第 34 条の定めるところにより、役員の報酬については勤務実態に即して支給し、役員の地位にあることのみによっては報酬を支給しない。

2 役員報酬は次の額を限度とし、理事長および理事に対して支給する。

- (1) 理事長 3600 万円
- (2) 理 事 2400 万円

3 役員報酬と給与の支給額は、社員総会の承認を得るものとする。

4 非常勤理事及び監事に対する役員報酬は支給しない。ただし、理事会出席者に対し日当 10,000 円を支給する。

(支給方法)

第 4 条 役員報酬については、前条第 2 項及び 3 項に基づき決定された年間報酬額を 12 分割して給与と合算して支給するものとする。

2 前条第 4 項の日当は、会議出席時にその都度支給する。

(その他)

第 5 条 この規程に定めのないものは、理事長が決定し、社員総会において承認を得るものとする。

附則

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この改正は、平成 29 年 8 月 8 日から施行する。